

障害児通所支援 重要事項説明書

ご契約者 _____ 様

ご利用児童 _____ 様

一般社団法人 大広福祉会

ヒューマンハート穂積 第1教室

岐阜県瑞穂市生津天王町一丁目47番地3

電 話

第1単位 058-227-7010

第2単位 058-374-3195

FAX 058-374-2548

《ヒューマンハート穂積 第1教室》重要事項説明書

本重要事項説明書は、ヒューマンハート穂積第1教室（以下、「事業所」といいます。）とサービス利用契約の締結を希望される通所給付決定保護者（以下「保護者」といいます。）に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明し交付するものです。

1. 事業者の概要

事業者（法人）名	一般社団法人 大広福祉会	代表者氏名	代表理事 百武 大介
所在地 電話番号	住所 〒501-0215 岐阜県 瑞穂市 生津天王東町 二丁目25番地 TEL 058-338-1929 FAX 058-374-2548		

2. 事業所の概要

事業所名	ヒューマンハート 穂積 第1教室	管理者氏名	松本 馨
所在地 電話番号	住所 〒501-0216 岐阜県 瑞穂市 生津天王町 一丁目47番地3 TEL 第1単位 第2単位 058-227-7010 058-374-3195 FAX 058-374-2548		
事業種別	放課後等デイサービス	事業所番号	2153200171
		指定年月日	令和 3年 3月 1日
業種別	障害児通所支援	登録市町村	瑞穂市
営業日	(第1単位) 月曜日～土曜日（年末年始および事業所が定める日を除く） (第2単位) 月曜日～土曜日（年末年始および事業所が定める日を除く）		
営業時間	(第1単位) 月曜日～金曜日：10時00分～19時00分 土曜日・学校休業日：8時30分～17時30分 (第2単位) 月曜日～金曜日：10時00分～19時00分 土曜日・学校休業日：8時30分～17時30分		
実施地域	瑞穂市	利用定員	第1単位 10名（1日あたり） 第2単位 10名（1日あたり）

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

障害児及び通所給付決定保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所は、利用児童が基本的動作及び知識技能を習得できるよう、また集団生活への適応や社会との交流を図ることができるよう、利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

指定通所支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 事業所の職員体制

(1) 放課後等デイサービス（第1単位）

児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

保育士または児童指導員 2名以上 ※この内、1名以上は常勤

(2) 放課後等デイサービス（第2単位）

管理者 1名（常勤職員。第2単位の児童発達支援管理責任者と兼務）

児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員。管理者と兼務）

保育士または児童指導員 2名以上 ※この内、1名以上は常勤

(3) 運営規程の概要

管理者 1名（常勤職員。第2単位の児童発達支援管理責任者と兼務）

児童発達支援管理責任者

第1単位—1名（常勤職員）

第2単位—1名（常勤職員。管理者と兼務）

保育士または児童指導員

第1単位—2名以上（この内、1名以上は常勤）

第2単位—2名以上（この内、1名以上は常勤）

5. サービスの内容

事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりです。

事業所では、「個別支援計画（※）」に基づき、利用児童の発達とより快適な生活を送ることができるようサービスを提供いたします。

(1) 通所支援計画の作成

(2) 基本事業

①日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

②集団生活適応訓練

会話、点字、パソコン操作等

③機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、心理指導等

④創作的活動

- 絵画、工作、園芸等
- ⑤社会生活上の便宜の供与
レクリエーション行事等
- ⑥更生相談
医療、福祉、生活の相談等
- ⑦介護方法の指導
家族等に対する介護技術指導等
- ⑧健康指導
健康チェック、健康相談

(3) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(4) 送迎サービス

事業所の指定する車両により、利用児童の自宅及び学校と事業所との間の送迎を行う。ただし、保護者の都合による場合は、この限りではない。

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、相談、助言

※「個別支援計画」には、利用児童の意向や心身の状況を踏まえた具体的なサービス内容やサービス実施日などが記載されており、保護者に説明し、同意をいただきます。

内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもお気軽に事業所職員までご質問ください。

6. サービス提供時間

サービス提供時間は下記のとおりです。

(1) 放課後等デイサービス（第1単位）

曜日	時間	定員
月曜日～金曜日（※）	14時30分～17時30分	10名
土曜日・学校休業日	10時00分～16時00分	

放課後等デイサービス（第2単位）

曜日	時間	定員
月曜日～金曜日（※）	14時30分～17時30分	10名
土曜日・学校休業日	10時00分～16時00分	

※学校登校日（月曜日～金曜日）において、学校及び利用児童の都合により時間が変動する場合は、午前10時から午後4時での受け入れを行うことがあります。

なお、その際のお迎えはサービス提供時間前に行います。

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、岐阜市、瑞穂市、本巣市、羽島市、大垣市、北方町、大野町、神戸町、安八町の全域とします。

8. 指定通所支援を提供する主たる対象者

指定通所支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとします。

- (1) 障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者）

9. サービスの利用方法

(1) ご契約について

- ①障害児通所支援の支給決定を受けた障害児に対して、事業所のサービスを希望される場合はお電話等にてご連絡ください。日時を相談の上事業所等にお越しいただき、事業所のサービス提供に係わる重要事項についてご説明いたします。
- ②サービス利用が決定した場合は事業所と契約を締結し、個別支援計画を作成しサービスの提供を開始いたします。契約の有効期間は通所給付期間と同期間となります。
- ③サービスの提供にあたっては適切なサービスを提供するために、利用児童の「心身の状況」「生活環境」「生育歴」のほか、他の保健福祉医療サービスの利用状況及びご家庭の状況を把握させていただく場合があります。
- ④サービスの提供にあたり必要と判断した場合、家庭訪問を実施し必要な相談・支援を行います。

(2) ご利用について

- ①ご利用いただく曜日を契約期間内にて決定いたします。
- ②ご利用いただく曜日を基準に毎月の利用予定日を決定いたします。毎月、ご利用希望日を確認いたしますが、ご利用を希望される日において利用定員数を超える場合には、以下のいずれかの対応をさせていただくことがございます。
 - ・ご希望を伺った上で、待機児童としてお待ちいただきます。利用予定数に空きが出ましたら、事業所よりご連絡いたします。
 - ・ご利用可能な別日をご提示させていただき、ご相談の上調整させていただきます。
 - ・同一事業所の別単位に利用予定に空きがある場合、その単位でのご利用を提案させていただきます。
 - ・同一法人の別事業所を併用されている場合で、その事業所の利用予定に空きがある場合、その事業所でのご利用を提案させていただきます。

(3) サービスの実施について

- ①指導内容及びサービス内容について、ご要望等がございましたら事業所までご連絡ください。
- ②サービスについては個別支援計画を作成し、計画に基づいてサービスを提供いたします。
- ③大雨や吹雪等、悪天候等の止むを得ない理由により、当日のサービス提供を中止する場合がございます。中止を決定した場合には、速やかにご連絡いたします。
- ④サービスのご利用時間内において利用児童の体調不良などがあった場合、終了時間を繰り上げて事業所へのお迎えをお願いする場合がございます。予めご了承ください。
- ⑤事業所は、利用児童の発達支援及びより豊かな生活を送ることができるようなサービスの提供に向けて最善の努力をいたします。サービス内容やご利用方法、その他ご質問やお困りのことなどがございましたら、お気軽に事業所職員までご相談ください。

(4) 指導員について

サービスの提供にあたっては、常勤・非常勤の専門職員ならびに指導員が担当いたします。事業所職員・専門指導員について、何かお気づきの点ならびにご要望等がございましたら、ご遠慮なくご相談ください。

(5) 事業所職員の禁止行為

サービスの提供にあたり、下記に該当する行為を禁止しております。

- ①医療行為
- ②利用児童及びそのご家族からの正当な利用料金以外の金品の授受
- ③ご契約者（利用児童）以外へのサービスの提供

④利用児童やそのご家族に対して行う、宗教活動・政治活動・不当営利行為・その他迷惑行為

10. サービス利用料金

サービス利用料金から障害児通所給付費等の給付額（全額の9割＝法廷代理受領する金額）を除いた金額（全体の1割＝利用者負担額）を保護者にお支払いしていただきます。ただし、その月の利用者負担額が受給者証に記載のある利用者負担上限額を超える場合、その上限額以上の負担はありません。

下記の表は、事業所の「利用料」および発生する可能性のある「各種加算」の一覧です。

《地域別の単位数単価》

地域区分	地域区分による単位数単価
その他	1単位 = 10円

《放課後等デイサービスの基本報酬および各種加算》

基本報酬部分について	単位数	備考
利用料（放課後に行う場合）	604単位	利用1日につき
利用料（学校休業日に行う場合） ※土日祝や春夏冬休みの他、振替休日など学校が定める休日	721単位	利用1日につき
各種加算の名称	単位数	備考
送迎加算	54単位	送迎1回につき（片道分）
上限管理加算	150単位	1ヶ月につき 上限管理実施につき
児童指導員等加配加算	90～187単位	利用1日につき
欠席時対応加算（Ⅰ） （前々日・前日・当日キャンセル時） ※暦日ではなく、営業日で数えます	94単位	実施1回につき/月4回まで
欠席時対応加算（Ⅱ）	94単位	実施1回につき
家庭連携加算	1時間未満の場合 187単位 1時間以上の場合 280単位	実施1回につき/月4回まで
事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別）	100単位	実施1回につき/月1回まで
事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ）	80単位	実施1回につき/月1回まで
関係機関連携加算	200単位	月1回 実施につき
福祉専門職員配置等加算	区分（Ⅰ） 15単位 区分（Ⅱ） 10単位 区分（Ⅲ） 6単位	利用1日につき
専門的支援加算	187単位	利用1日につき
個別サポート加算（Ⅰ）	100単位	利用1日につき

		対象児童のみ
個別サポート加算（Ⅱ）	125単位	利用1日につき 対象児童のみ

《福祉・介護職員処遇改善加算》

処遇改善加算	放課後等 デイサービス	所定単位数の 区分（Ⅰ）	8.4%	一ヶ月につき
		区分（Ⅱ）	6.1%	
		区分（Ⅲ）	3.4%	
特定処遇改善加算	放課後等 デイサービス	所定単位数の 区分（Ⅰ）	1.3%	一ヶ月につき
		区分（Ⅱ）	1.0%	

（１）サービス利用料の算定方法

総費用額は次のように算定されます。

$$1 \text{ ヲ月の利用総単位数（各種加減算含む）} \times \text{単位数単価} = \text{総費用額} \dots \text{①}$$

利用者負担額は次のように算定されます。

$$\text{総費用額（①）} \times 10/100 = \text{利用者負担額} \dots \text{②} \ast$$

※②が利用者負担上限月額を上回る場合は、利用者負担上限月額が利用者負担額（②）となります。

サービス利用料は次のように算定します。

$$\text{利用者負担額②} + \text{おやつ・活動費用} = \text{サービス利用料}$$

（２）各種加算について

<原則>

表にて「実施につき」と表記のある加算は、保護者に事前の承諾を求めたうえでサービスを提供した場合に加算されます。その他の加算については、ご契約時、当重要事項説明書にて説明したうえで条件を満たす場合は備考に記載のとおり加算されます。

<各種加算の説明>

- ・ 欠席時対応加算（Ⅰ）は、ご利用予定日の2営業日以内にいただいたキャンセルのご連絡につきまして相談援助をした際に算定されます。
- ・ 欠席時対応加算（Ⅱ）は、放課後等デイサービスにおいて、利用児童の体調不良などにより結果的に短時間（30分以下）のサービス提供となった場合に算定されます。
- ・ 家庭連携加算は、居宅等にて個別支援計画に基づき、相談援助を行った際に算定されます。
- ・ 事業所内相談支援加算は、事業所内にて相談支援を行った際に算定されます。複数名に対して同時に行った場合はグループでの提供として算定いたします。
- ・ 関係機関連携加算は、学校等と利用児童について会議を開催し個別支援計画等の見直しを行った際に算定されます。
- ・ 専門的支援加算は、事業所が理学療法士や作業療法士等の定められた専門職員を配置することで、より専門的な支援を提供できる体制を整えている場合に算定されます。

（３）現在複数の事業所をご利用されている方は、その旨をお知らせください。

また、今後複数の事業所をご利用になる際にも、その旨お知らせください。

（４）サービス提供に係る下記の費用は、障害児通所給付費の対象外となりますので、実費をいただき

ます。

①おやつ・活動費用

放課後等デイサービスにおいて、ご利用1日につき30円を徴収いたします。

②その他実費

イベント時など別途材料費等必要な場合には、その都度事前にご連絡の上承諾を頂き、実費をいただきます。

1.1. 利用料及びその他費用のお支払い方法と代理受領

(1) ご利用料及びその他費用はご利用月ごとに計算し、月末締めにて請求書を発行(※1)いたします。毎月所定の期日に口座振替にて引き落としさせていただきます。

なお、ご希望がございましたら、月謝袋にて集金させていただきます。

(2) 利用児童が障害児通所給付対象サービスを受けた場合、自己負担金以外の費用を事業所が国保連より「代理受領(※2)」させていただきます。代理受領完了後、代理受領した金額等を通知する書面を発行(※1)いたします。

※1 「請求書・書面の発行」とは、直接の手交以外に、契約者様が使用できる会員サイト「メンバーズサイト」内へのアップロードを指します。

※2 「代理受領」とは、サービス利用料を、当事業所が保護者に代わり、国保連より受領することです。

1.2. サービス利用に関する留意事項

(1) 通所受給者証の確認について

「住所」及び「支給量」「指定通所支援の種類」「有効期間」など「通所受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに事業所職員にお知らせください。また、事業所職員より「通所受給者証」の確認をお願いした場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(2) モニタリングについて

個別支援計画書を年2回モニタリングし、計画の見直し、面談を行います。

相談については、随時承ります。

(3) 施設、設備、敷地等はその本来の用途に従ってご利用ください。

(4) 故意に、または注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復していただくか、それ相当の代価をお支払いいただく場合がございます。

(5) 事業所の職員や他の利用児童、又はそのご家族に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

1.3. 契約の終了

(1) 利用児童及びその保護者が、事業所に対し契約終了月前月の10日までに、所定用紙に必要事項を記入のうえ提出された場合、この契約を解除することができます。

(利用児童の急な入院など、止むを得ない事由がある場合を除きます。)

(2) 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用児童及びその保護者に対し、社会通念上逸脱行為を行った場合、利用児童及びその保護者が所定用紙に必要事項を記入のうえ提出された場合、直にこの契約を解除することができます。

(3) 利用児童及びその保護者が、利用料金の支払いを理由なく2ヶ月以上遅滞し、利用料金をお支払いいただくよう催告したにも関わらずお支払いいただけない場合、事業所はこの契約を解除することができます。また事業所が契約を解除した場合でも、既にご利用をされた分の利用料の未払

いはお支払いいただく必要があります。

- (4) 利用児童及びその保護者が、他の利用児童及びそのご家族に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行った場合、事業所はこの契約を直に解除いたします。
- (5) 事業所を閉鎖又は縮小する場合等止むを得ない理由がある場合、事業所は契約解除に係る内容を30日前までに文書で通知のうえ、サービスの提供を終了する場合がございます。
- (6) 無連絡でのキャンセルが3回以上続いた場合、事業所はこの契約を解除する場合がございます。

14. 契約の自動終了

下記の事由に該当する場合、連絡の有無に関係なく事業所はこの契約を終了いたします。

- (1) 利用児童が施設に入所した場合
- (2) 障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、又は、支給決定期間に伴い支給申請を行った結果、不支給となった場合（所定の期間の経過をもって終了）
- (3) 利用児童が死亡した場合

15. 事故発生時及び緊急時の対応

施設の営業時間（送迎時間を含む）中に、利用児童の事故又は容態の急変等の緊急事態が発生した場合は、下記の方法にて対応いたします。

- (1) 別途いただく緊急連絡先にご連絡いたします。
- (2) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合がございます。
- (3) 必要に応じて、警察、消防、都道府県、市町村、その他関係機関への連絡をいたします。
- (4) 事故再発防止策として、所定の報告書を基に調査・検討し、防止策を作成いたします。
- (5) 事件事例は、事業者が運営する事業所内にて共有し、事故の再発防止に努めます。

16. 非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

17. 損害賠償

事業者の責任により利用児童及びその保護者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。

ただし、その損害の発生について、利用児童及びその保護者に故意または過失が認められる場合には、利用児童及びその保護者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合がございます。

18. 事業所の協力医療機関

医療機関名：安江病院

診療科目：総合病院

住所：岐阜市鏡島西2丁目4番地14号

電話番号：058-253-7745

19. 損害賠償保険・自動車保険への加入

万一の事故等に備えて、下記の保険に加入しております。

- (1) 損害賠償保険

引き受け保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
----------	--------------------

保障の概要 (支払限度額)	介護保険・社会福祉事業者総合保険（賠償責任保険） ・身体 1名あたり5千万円 1事故の限度額5億円 ・財物 1事故あたり5百万円
------------------	--

(2) 自動車保険 ※障害児の送迎、外出等に使用するすべての車輛について加入しております。

引き受け保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保障の概要 (支払限度額)	・対人・対物 無制限 ・人身傷害 無制限

20. 身体的拘束廃止の取り組みについて

施設を利用する児童の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用児童の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」といいます。）はいたしません。

事業所は、止むを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由などの必要な事項を記録します。

また、事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図ります。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

21. 虐待の防止について

事業所は、虐待を防止するために、以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選任します。

【虐待防止責任者（第1単位）】職：児童発達支援管理責任者 氏名： 不破 博美

【虐待防止責任者（第2単位）】職：児童発達支援管理責任者 氏名： 松本 馨

- (2) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用児童等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 職員又は保護者、ご家族等による虐待を受けたと思われる利用児童を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通告いたします。

22. 個人情報の保護について

事業所は、利用児童等の個人情報の適切な取り扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づいて事業者が作成したプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に従い、個人情報を適切に管理し、個人情報の正確性・機密性の保持に努めます。プライバシーポリシーは当重要事項説明書と併せて交付する他、事業者のホームページに掲載しております。

- (1) 個人情報の収集について

利用児童及びそのご家族に関する個人情報の収集については、情報管理・療育・相談・送迎・請求に関する事務処理その他必要と認められる範囲内において、定められた取得方法により行います。

- (2) 個人情報の利用及び提供について

個人情報の利用目的については、プライバシーポリシーの「4. 個人情報の利用目的」に記載します。同ポリシーの「5. 個人情報の第三者提供」及び「6. 個人情報の共同利用」に掲げる範囲を除き、

本来の利用目的の範囲を超えて利用することはいたしません。

(3) 個人情報の適正管理について

利用児童等の個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止することに努めます。

(4) 個人情報等の開示・訂正等について

利用児童等の個人情報又は第三者提供記録の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者への提供停止のご請求があった場合には、保有個人情報の「本人」または「未成年者・成年被後見人の法定代理人」または「任意代理人(本人に委任による代理人)」からの申し出であることを確認した上で、遅滞なく対応をさせていただきます。

その際、ご請求者の本人確認の為、公的な身分証明書の提示や、その写しの提出、情報提供申出書の提出等を求める場合がございます。詳しくは、別紙「個人情報の開示等の手続きについて」をご確認ください。

23. 記録の保管及び情報開示

事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容をご確認後、署名又は押印していただきます。

また、関係法令に基づいて利用児童の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示いたします。(開示に際して必要なコピー料などの諸経費は申出者の負担となります)

なお、法に定めるサービス提供に関する記録は5年間保管し、保管期間が終了した書類については適切な対応により破棄いたします。

24. サービス内容及び個人情報の取り扱い等に関する苦情・相談について

《ヒューマンハート穂積 第1教室》

【受付窓口／苦情受付窓口】	(第1単位) 児童発達支援管理責任者
	不破 博美
	(第2単位) 児童発達支援管理責任者
	松本 馨
受付時間	曜日：月曜日～金曜日(国民の祝日・お盆・年末年始を除く)
	時間：10時00分～19時00分
苦情解決責任者	代表理事 百武 大介
TEL	(第1単位) 058-227-7010
	(第2単位) 058-374-3195
FAX	058-374-2548

《岐阜県福祉サービス相談運営適正化委員会》

住所	岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階
受付時間	曜日：月～金曜日(年末年始を除く)
	時間：9時00分～17時00分

TEL/FAX	058-278-5136 / 058-278-5137
---------	-----------------------------

市町村別 苦情・相談窓口

《瑞穂市役所 福祉生活課》

住 所	岐阜県瑞穂市別府1288番地
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	058-327-4123

《岐阜市役所 障がい福祉課》

住 所	岐阜県岐阜市司町40番地1
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時45分～17時30分
TEL	058-265-4141（岐阜市役所 代表電話）

《羽島市役所 福祉課》

住 所	岐阜県羽島市竹鼻町55
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	058-392-1111（羽島市役所 代表電話）

《本巣市役所 福祉敬愛課》

住 所	岐阜県本巣市下真桑1000番地（本巣市役所 真正分庁舎）
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	058-323-7752

《大垣市役所 障がい福祉課 発達支援グループ》

住 所	岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	0584-47-7291

《北方町役場 福祉健康課》

住 所	岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	058-323-1119

《大野町役場 福祉課》

住 所	岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	0585-34-1111（大野町役場 代表番号）

《安八町役場 福祉課》

住 所	岐阜県安八郡安八町氷取161番地
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時15分
TEL	0584-64-7104

《神戸町役場 健康福祉課》

住 所	岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地
受 付 時 間	曜日：月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
	時間：8時30分～17時30分
TEL	0584-27-0175

25. その他

事業所に対する質問・要望等については事業所として適切に対応いたします。

26. 利用者個別事項

(1) 利用者番号

(2) 利用サービス	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
児童発達支援						
放課後等デイサービス						

1ヶ月利用契約数 _____ 回 送迎回数 _____ 回

(3) 利用料 利用者負担上限額： _____ 円

(4) 利用開始日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

サービスの提供に際し、契約書および重要事項説明書の内容について説明を行いました。

説明日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

説明者 職名： 管理者 氏名： _____
 児発管

【事業者】

事業者（法人）名	一般社団法人 大広福社会
代表者氏名	代表理事 百武 大介 (印)
所在地 電話番号	住所 〒501-0215 岐阜県瑞穂市生津天王東町二丁目 25 番地 TEL 058-338-1929 FAX 058-374-2548
事業所名	ヒューマンハート穂積 第1教室

サービスの利用に際し、契約書および重要事項説明書の内容について説明を受けました。

【通所給付決定保護者】

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

利用児童名	
保護者氏名	
住所 電話番号	住所 〒 _____ TEL _____ FAX _____